

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表

〈野木町公式ホームページ〉<http://www.town.nogi.lg.jp/>

今月の納期

◇町県民税 第1期

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木フマン館」を除く)

指定管理者の募集

問 こども教育課 画(57)4162

町では、新橋児童館とあかつか児童センターの施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

施設

○新橋児童館

(野木町友沼511015)

○あかつか児童センター

(野木町南赤塚778140)

指定管理者が行う業務

①施設を利用する児童及び保護者に対して行う、日常的な遊びの指導・行事企画進行・健全育成等に関すること。

②遊戯室、図書室、集会室及びボランティア室等並びに附属設備の利用に関すること。

③施設、設備及び物品の維持管理に関すること。

④その他町長が必要と認める管理業務に関すること。

指定期間

平成31年4月1日から3年間

申請資格

①指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人またはその他の団体(法人格の有無は不問)とし、個人での申請はできません。

②栃木県内又は近隣市町に営業所または事業所等を有する者

募集要項配布

7月2日(月)～31日(火)

こども教育課窓口または町ホームページからダウンロード

現地説明会

7月17日(火)(事前申込必要)

申請受付

8月1日(水)～17日(金)

こども教育課窓口

野木町子育て短期支援事業(シヨートステイ事業)実施のお知らせ

問 こども教育課 画(57)4138

野木町では今年度よりシヨートステイ事業を実施することとなりました。

シヨートステイ事業とは、保護者が一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合、児童福祉施設でお子さんをお預かりする事業です。

施設の空き状況により利用できない場合がありますが、ご相談ください。

利用できる方

町内に居住している保護者で、次のような事由により、お子

さんの養育が一時的に困難となった家庭

(例)保護者の病気、出産、家族の看護、事故、冠婚葬祭、出張など

実施施設

・社会福祉法人豊心会 すみれ乳児院

(0～3歳程度のお子さん)

小山市三峯2-1-21

・児童養護施設 アリスとテレス

(3歳以上のお子さん)

野木町南赤塚1219-3

1日当たりの利用料

・2歳未満：5350円

・2歳以上：2750円

相談先

こども教育課子育て支援係

画(57)4138

※詳細は町ホームページまたは「のぎっ子キラリ子育て」のホームページをご覧ください。

